

重度心身障害者福祉医療費受給者証の更新

重度心身障害者福祉医療費の適用を受けている方は、現在お持ちの受給者証の有効期限が平成25年9月30日までとなっているため、更新手続きが必要です（一部の方を除く）。

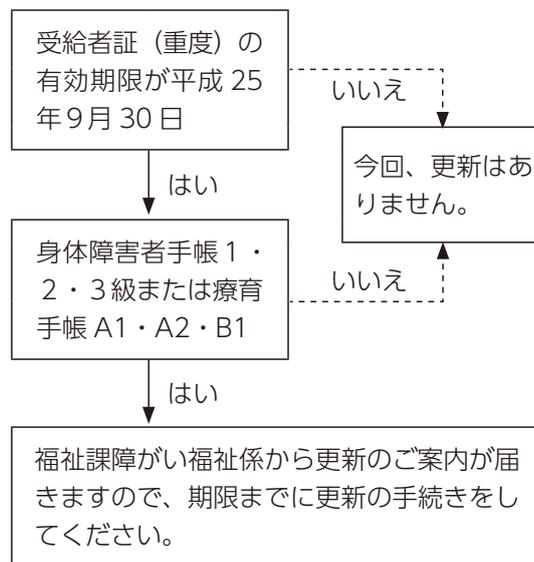
更新手続きが必要な方には、7月下旬にご案内と更新書類をお送りしますので、8月30日(金)までに必要書類（案内に記載）を福祉課障がい福祉係へ返送してください。更新手続きがお済みの方には、9月10日(火)ごろから新しい受給者証をお送りする予定です。

期限までに更新手続きをしなかった場合、医療費の助成ができない期間が発生してしまいますので、お早めに更新手続きをしてください。8月9日(金)までにご案内が届いていない方は、問い合わせください。

※精神障害者保健福祉手帳のみをお持ちの方は、今回の更新の対象ではありません。

問 福祉課障がい福祉係（内線167）

更新の対象者



児童扶養手当・各種障害者(児)手当の現況届

次の①②の手当を受給している方は、下記の日程で現況届の手続きをしてください。対象者にはご案内をお送りします。

- ①児童扶養手当
- ②特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、心身障害児福祉手当

期日 8月13日(火)・14日(水)
時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時30分
 午後5時～7時
場所 文化プラザ・ルナホール

期日中に手続きができない方は、下記の期間に市役所の担当窓口へお出掛けください（平日午前8時30分～午後5時15分）。

- ①の手当…8月1日(木)～30日(金)
- ②の手当…8月12日(月)～30日(金)

※8月13日・14日は、市役所での手続きはできません。
ご注意ください

- ▷受給中の手当が「支給停止」の場合も手続きが必要です。
- ▷手当は所得額（扶養義務者も含む）により減額、または支給停止になることがあります。また、施設などに入所している場合や病院などに入院している場合は、該当しない場合があります。
- ▷必要書類は受給者によって異なりますので、送付するご案内をご覧ください。

問 ①子育て支援課（内線154・155） ②福祉課（内線152）

水稻共同防除を行います

水稻のいもち病、ウンカ類、カメムシ類防除のため、下記の日程で薬剤散布を行います。

使用する薬剤は毒性の低いものですが、該当地区の水田に隣接する皆さんは、散布当日は窓を閉め、洗濯物は外に干さないようにしてください。

また、ほかの農作物への飛散防止に努めます。

期日・場所
 8月1日(木) 鶴里町細野、曾木町
 8月2日(金) 鶴里町柿野
 8月3日(土) ※雨天時の予備日
散布時間 午前5時～
使用器具 ラジコンヘリ
使用薬剤 アミスタートレボンSE



問 市植物防疫協会
 (産業振興課内・内線239)